

製鉄をめぐる古代ふくしまと近江—継体朝から仲麻呂政権まで—

福島県文化財センター白河館

専門学芸員 菅原祥夫

はじめに

陸奥南部の中・浜通り地方は、城柵支配が行われた仙台平野以北と一線を画す地域である。大化前代には国造制が施行され、律令期は関東地方と共に對蝦夷政策の後方支援を支えた。このうち現在の宮城県亘理町～福島県南相馬市にまたがる浜通り地方北部は、北から日理国造城を母胎に成立した日理郡、浮田国造城の本拠地を母胎に成立した宇多郡、同じく非本拠地を母胎に成立した行方郡に属し、全国最大級の製鉄遺跡群が存在した^{註1}。これまで確認された製鉄炉跡は、突出した基數で全国第一位に位置づけられ、導入期の技術系譜は遠く近江国に求められている。本報告では、この製鉄をめぐる古代ふくしまと近江の諸関係を明らかにしたい。

I 継体朝をめぐる諸関係

まず、製鉄技術導入の前史をみていく。

(1) 時代背景

古墳時代前・中期に、東北最大級の前方後円墳が相次ぎ築造された仙台平野～大崎地方は、6世紀前葉～中葉になると、突然、在地社会が停滞状況に陥った。古墳の築造がほぼ停止してしまい、既存集落の大半が姿を消す。対照的に阿武隈川河口以南では、比較的安定した営みが確認され、南北間で明瞭なコントラストを呈した。この現象は、阿武隈川河口付近が「国造本紀」にみられる国造城と非国造城々城柵域の境界であることを符合し、後に蝦夷觀念が成立したとされている（熊谷 2015）。その結果、「浮田」は仙台平野をにらむ太平洋側の北限の国造城の一部となり、その中でも「日理」・「伊具」・「信夫」とは違って、蝦夷社会と直接接していないことから、王權側と新たに接触の機会が生じる環境が形成された（第1・2図）。

(2) 金銅製双魚佩

行方郡真野郷域の福島県南相馬市真野寺内20号墳から、6世紀中葉の金銅製双魚佩が出土している（第3図）。類例は継体王朝と関係の深い古墳に特徴的な分布を示し、年代の最も近いものは近江国高島郡三尾郷域の滋賀県高島市鶴橋荷山古墳に認められる。この地は、継体天皇の父親である彦主人王の三尾之別業（『日本書紀』）に比定され（第2図左）、継体天皇の擁立に貢献し、二人の妃を輩出した三尾氏の本拠地でもあることから、穴沢味光・中村五郎氏は、継体王朝の東国經營の一環として天皇の外戚から真野の首長へ賞賜されたとする画期的論文を1972年に発表した（穴沢・中村 1972）。その後、良好な出土状況に恵まれた類例が発見され、実用を離れた豪華な太刀の付属品であることが判明したものの、全体の形状が明らかで現存する資料は、いまだに真野寺内20号墳出土品を加えて5基の古墳副葬事例に過ぎない。この状況から希少かつ特殊な金銅製品で、所有したのは王權の血縁者か、王權ときわめて関わりの深い地方の特定有力豪族に限定されることが浮き彫りになっている。

(3) 浮田の地名

從来、看過されがちであるが、真野寺内20号墳の北西2.6kmに、国造表記と同じ「浮田」の字名が確認できる（第4図下）。そこで古代の史資料を検索した結果、以下の所見が得られた。

文献史料 「浮田」の表記は、9世紀の編纂とされる「国造本紀」が唯一である。他は、養老2（718）年の石城・石背國成立記事『続日本紀』を上限に、国造本拠地を母胎に成立した「宇太」「宇多」の郡名しか認められない。

出土文字資料 やはり「浮田」の表記は、皆無である。国府多賀城に伴う方格地割（山王遺跡）内の河川跡では、9世紀中葉～後半の「宇多」の墨書き器が多数出土している。

なお、中世になると宇喜多（浮田）氏由来の同一地名が各地で生まれるが、該当の史資料はなく、本例は「国造本紀」に表記されるため、関連は否定できる。したがって、命名は718年以前に求められ、大化前代に遡る可能性が高いと考えられる。

近江の浮田 一方、鶴橋荷山古墳の北西 1.1 km にも、「浮田」の小字名（現在廃止）が確認され、式内社宇伎多神社が鎮座している（第4図上）。したがって、命名は『延喜式』が編纂された10世紀前半以前に求められ、三尾之別業比定地の歴史的環境を勘案すれば、大化前代に遡るはずである。

そこで、両者の周辺地図を対比してみると、「浮田」の地名場所と古墳、河川、湖・海の位置関係が類似しており、遠隔地間の直接伝播が推測される。このことからすると、穴沢・中村氏の指摘どおり、金銅製双魚佩は維体王朝の東国経営の一環として真野の首長へ賞賜されたものと判断され、製鉄技術導入の前史となつたと考えられる。

（4）有力豪族團の移動

上の結論から、行方郡域の真野寺内 20 号墳の被葬者は、おのずと浮田国造城の原型をつくった人物に比定される。ただ、そうなると宇多郡＝国造本拠地の通説に抵触してしまうが、律令国家誕生前夜の6世紀後半～7世紀前半になると、宇多郡衙推定地（黒木田遺跡）の南東 2.0 km に金銅製歩搖付金具が出土したことで著名な高松 1 号墳が築造されており（第2図右）、最有力豪族團の移動が読みとれる。したがって、從來の理解に変更の必要性はなく、高松 1 号墳の被葬者は初代宇多郡（評）大領に連なる浮田国造系譜の起点になったと考えられる。

II 天智朝をめぐる諸關係

雜体朝の前史を背景に、製鉄は宇多・行方郡へ一体で技術導入された。

（1）製鉄の概要

両郡の製鉄は、7世紀後葉（第3四半期）に海岸線付近で開始され、その後、8世紀中葉～後葉から徐々に範囲を阿武隈高地寄りへ拡散しながら、10世紀前半まで継続展開していった。開始目的は、対蝦夷政策に関わる後方支援の一環とされ、生産量のピークは、いわゆる三十八年戦争（774年～811年）と重なっている。導入期の製鉄遺跡は、宇多郡の武井製鉄遺跡群と行方郡の金沢製鉄遺跡群が知られており、両側排滓の長方形箱型炉+横口式木炭窯のセット、また、製鉄と窯業生産が一体で行われる点に、特色が認められる。これは、7世紀後葉の天智朝期（660～670年代）において、大津宮近郊の近江国栗太郡に整備された官営製鉄所=瀬田丘陵生産遺跡群の技術体系と同一である。

（2）工人の移動パターン

では、具体的にどのような工人の動きで技術は伝播したのだろうか。この点について、飯村均氏は「両側排滓の長方形箱型炉+横口式木炭窯のセットは、愛知県の狩山戸・西山遺跡や神奈川県の上郷深田遺跡、茨城県の栗田かなくそ遺跡など、太平洋側各地に認められる」ことから、「近江において官営製鉄所として整備された技術が、短期間のうちに尾張・相模・常陸など太平洋側を経由して、移入された」としている（飯村 2005）。

しかし、近江国栗太郡域内から、東北系とされる土師器坏 4 点が発見されている。しかも、その場所は、瀬田丘陵生産遺跡群の北西側の野洲川南岸に形成された官衙関連遺跡群内で（以下、野洲川南岸遺跡群）、製鉄ともかかわる古墳時代以来の伝統的な渡来系技術者集団の居住域を含んでいる（第2図右）。

そこで、実見したところ、いずれも器壁が分厚く、内面ヘラミガキ+黒色処理（炭素吸着）が施され、畿内産暗文坏で構成される近江国内の土師器食器組成の中では、きわめて異質な存在であった（第5図左）。残念ながら、共伴遺物や出土遺構に年代決定根拠が得られていないものの、類例は陸奥中・南部の栗田式中段階にまとまるところから、搬入品と判断され、年代は、近江の官営製鉄所の技術体系が武井・金沢製鉄遺跡群に導入された頃に重なる、と言える。

そして、もう 1つ注目すべきなのは地理的特性と考えられる。近江国は、畿内と東国を結節する交通の要衝国で、その中でも当該範囲は、長岡京遷都（784年）以降の東山道・東海道の分岐点付近であり、天智朝

期までほぼ同様の性格が遡るのは確実視される。したがって、安定した政権領域と城柵域を結節する北限の国造域とは、対称的な位置関係にあると言え、中間を飛び越えた動きが生じる必然性が認められる。こうした点を踏まえると、4点の土器は製鉄技術習得の目的で派遣された工人達の痕跡とみるのが、最も合理的な解釈と考えられる。

潜在施設の特定 ただし、それらは不整形土坑や溝跡、河川流路に二次堆積したもので、滯在場所そのものを示していない。そこで、周辺一帯の調査履歴を検索したところ、東北地方で普遍的な長煙道カマド付き堅穴建物の集中分布が、浮かび上がった（第5図右）。確認したのは7地点17棟を数え、未調査範囲を含めると50棟以上が推定される。近江のカマドは、煙道が無く排煙口が堅穴内に収まるものや、ごく短いものの、L字型カマド（オンドル）が一般的であり、この密度は明らかに外部地域の影響を示す。しかも、出土遺物の公表されたほとんどの当該建物が7世紀後葉=飛鳥Ⅲ期に位置付けられ、栗闕式土器師の搬入とリンクした存在とみるのが、自然である。したがって、製鉄技術習得の目的で派遣された工人達の滯在施設を含んでいたと判断できる。具体的には、乙巳の変（645年）をまたいで継続展開した東北唯一の窯業生産地であり、武井製鉄遺跡群の設置と共に一体生産を行った宇多郡の善光寺窯跡群の須恵器工人が有力視され、宇多・行方郡に製鉄技術を広める中心的役割を担ったと推定したい。

長煙道カマド付き堅穴建物の94%が、製鉄に関連した式内社高野神社の周囲に分布するのは、整合的とみなされる。また野洲川南岸遺跡群では、大津宮遷都を契機に官衙・寺院の新設、既存集落の拡大がなされており、工人達の動きは、そこを舞台に交錯した様々な地域の人・モノ・情報の一端であると評価できよう。

以上から、製鉄技術は大津宮近郊へ直接派遣された工人達が現地で伝習を受け、帰郷するパターンで伝播したと考えられる。

（3）渡来系瓦の伝播

同様の関係は、渡来系瓦にも認められる（第6図）。宇多郡衙周辺寺院（黒木田遺跡）の創建期瓦Ca1類は、大津宮と関係の深い近江国滋賀郡穴太庵寺の創建期瓦ANM11がモデルとされ（佐川2015）、行方郡の真野古城廢寺の高句麗系瓦とは小振りな中房と鋭い紡錘形の花弁が類似している。3者は、丸瓦部を瓦当端部で接合する製作技術でも、共通性が認められる。

さらに、黒木田遺跡Ca1類と穴太庵寺ANM11は、凹面の鋭い紡錘形・平坦面の茄子形の花弁の違いがみられるが、上述の野洲川南岸遺跡群中に両者をつなぐ資料が確認できる。小平井庵寺素弁蓮華文軒丸瓦II類は平坦面でないものの、從来Ca1類より後出とされた黒木田遺跡Cb類と共に、穴太庵寺ANM11と共通の花弁の特徴を備え、瓦当裏面の叩き調整も共通している。この所見から、黒木田遺跡創建瓦群の中ではCb類が最も古く、穴太庵寺ANM11の主要モデルに、小平井庵寺素弁蓮華文軒丸瓦II類の要素を融合して成立したと考えたい。のことから、6世紀中葉の前史を背景にした関係は、大津宮近郊の特定エリア内で多面的に及んでいたのが窺える。

（4）近江→中央出先・国府→宇多・行方郡

ただし、導入の背景は在地側に存在しても、製鉄開始を決定したのは、太平洋側最初の城柵=郡山遺跡I期官衙に常駐した中央派遣官人の国宰とみるのが妥当と思われる。こうした中央出先機関と宇多・行方郡の特別な結びつきは、具体的な根拠が得られている。7世紀後葉～末の宇多郡では、善光寺窯跡群の平瓦が郡山遺跡I期官衙に供給されたこと、また、7世紀末～8世紀初頭の行方郡では、郡庁院前庭に初期陸奥国府=郡山遺跡II期官衙と同じ玉石敷き莊祓が施され、郡衙周辺寺院に、郡山遺跡II期官衙の付属寺院=郡山廢寺跡と同一系譜の軒丸瓦、ならびに同一人工製の円面鏡が共有されたことが、判明している。

ところで、郡山遺跡II期官衙と関係の深い行方郡衙について、藤木海氏は、「（1次陸奥）国府の出先施設としても機能し、また石城国成立（718～720年）の段階では（石城）国府機能の一部を代行したのではないだろうか」と大胆な提言をしている（藤木2009）。ここでは、一步踏み込んで、近江国との関連を示す興味深い資料を提示したい。郡山遺跡II期官衙の機能を引き継いだ多賀城の創建期鬼板第1類（723年～8世紀中葉）は、近江国4寺院の鬼板・軒丸瓦の文様モチーフや形態を組み合わせた構成になっており、一部の属性は行方郡衙鬼板に影響が及んでいる（第7図）。未曾有の規模の蝦夷反乱（720年）を契機に、新た

なスタートを切った陸奥国府（郡山II期官衙→多賀城）にとって、大津宮関連の文様意匠を2次国府多賀城の屋瓦に飾ることは、象徴的意味合いを持っていたのではなかろうか。そして、製鉄の現地実務を担った行方郡衙では、多賀城の文様意匠を独創的な技術で真似たと考えられる。

（5）歴史的背景

白村江の戦いの敗北を契機に、天智朝期は古代山城の設置・防人の配置に加え、亡命百済人の近江国移配が行われたのはよく知られている。一方、7世紀後葉には閑東住民が陸奥中部の宮城県黒川・大崎地方へ移配されたのと対応して、蝦夷が近江国甲賀郡へ移配されたのが考古学的に証明される（菅原 2017b）。このようにみると、製鉄技術導入は対外政策と対の関係で強化された対蝦夷政策の一環ではないだろうか。

II もう1つの製鉄工人系譜

震災復興関連調査によって、浜通り地方最北端の国造が置かれた日理郡域で、大規模な製鉄遺跡群が姿を現した。その結果、多くの知見が得られたが、ここで注目したいのは、国府の統括下で生産現場へ信夫郡安岐里（701～717年）の男性4名が徵發されたのが判明したことである（熊の作遺跡第1号木簡）。両者の直線距離は、阿武隈高地を挟んで約40kmにも及ぶ。そこには何か、特別な理由があったのだろうか。

（1）沿岸と内陸の相互補完關係

信夫郡は、中通り地方最北端の国造が置かれた地であり、7世紀後葉に宇多郡の黒木田遺跡、行方郡の真野古城廃寺と並ぶ、東北最古の寺院の腰浜廃寺が建立された。創建期瓦は百濟系瓦（ないし古新羅系）が使用され（第8図下）、沿岸2寺院の高句麗系瓦と共に、近江国以西からの直接伝播となる。このことは、太平洋側の北限の国造域が城柵域をにらむ鎮護国家の要として、特別視されたことを示唆している。したがって、7世紀後葉の信夫郡は、沿岸諸郡と相互補完關係で対蝦夷政策の後方支援を支えたと考えられ、郡域を越えた人員徵發の基本前提になったと推定される。

（2）製鉄と備後・安芸國

水切りと呼ばれる瓦下端の突起を欠くものの、腰浜廃寺の創建期百濟系瓦は備後国寺谷廃寺の創建期瓦S IIときわめて類似する（第8・9図）。同廃寺は、白村江の戦いの敗北から帰還した三谷郡大領の先祖が百済僧弘済に建立させた三谷寺（『日本靈異記』上巻）に有力視され、伊東信雄氏は以下の史料記録に注目した（伊東 1977）。

◎慶雲四（707）年、白村江の戦いの敗北で捕虜になった陸奥國信太郡（信夫郡の誤記）の壬生五百足が帰還して、朝廷から布一襲および塩穀を賜った（『続日本紀』）。

このように、戦いには信夫郡の在地豪族が加わっており、寺町廃寺の瓦情報が伝播するのに、何ら不思議はないとしている。信太郡を宮城県大崎地方の志田郡とみる説もあるが、官衙未成立の団郭集落の時期であり、他国（筑後国、備後国、讃岐国など）の兵士が大領クラスで構成されているのをみると、整合しない。したがって、伊東氏説は妥当と考えられる。

安芸國と安岐里 ところで、この説を継承・発展させた鈴木啓氏は、安岐里の成立契機を備後国と隣国の「安芸國の住民の集團移住」に求めている（鈴木 2009）。最大の根拠は、「国造本記」に信夫国造と安芸国造が同祖（雨湯津彦命）に連なると記されたためとしているが、直線距離で1000km近く離れた遠隔地からの移住説には、当然疑問を感じる向きが多いと思われる。そこで、「アキ」の全国分布を『和名類聚抄』で検索したところ、7例が抽出できた（第10図）。このうち、陸奥国（a）を除く6例は、東海地方以西に分布が偏在しており（b～g）、国・郡・郷に「アキ」がそろうのは安芸国しか認められない（e）。もちろん、『和名類聚抄』の編纂前に消滅した郡・郷は考慮しなければならないが、東北と関係の深い閑東・北陸地方が分布の空白域なのは意味があると思われる。したがって、別史料上からも故地に最も有力視されるのは同国となる。しかも、近江国を含み（c）、瀬戸内一九州北部に連なる分布状況は（c～g）、古代山城の在り方と類似しており、偶然でないとすれば「白村江の戦いの敗北」をキーワードに広義でつながる可能性がある。

水切り瓦の分布 この見通しに立つと、寺町廃寺で削出された水切り瓦（小林 2014）が安芸国を含む中国地方の周辺国へ及ぶ状況は、興味深い（第9図）。拡散の時期は1段階遅れた7世紀末以降であるが、伝統

的な豪族間交流を背景にしたはずであり、隣国の安芸国が移民を輩出した陸奥国信夫郡の白鳳寺院建立に際し、瓦情報を伝えたことは十分想定可能と思われる。

さらに重要な点として、水切り瓦の分布範囲が近江国、九州北部と並ぶ西日本有数の製鉄先進地と重なっているのが、指摘される。つまり、近江国から初期渡来系瓦+製鉄技術がもたらされた宇多・行方郡のパターンになぞらえることができ、熊の作遺跡第1号木簡の発見は、信夫郡安岐郷と沿岸の製鉄の結びつきを証明した。

人員微発の背景 以上の状況証拠から、信夫郡安岐里の男性4名が亘理南部製鉄遺跡群に微発されたのは、安芸国から移住した集団の中に製鉄経験者が含まれ、里制下(701~717年)まで在地住民を含めた技術継承がなされたからではないだろうか。そもそも、単純な労働力が必要なら里内、少なくとも郡内の人員で済むはずで、わざわざ阿武隈高地を越えた他郡から微発する必要はないはずである。背景には、特別な理由があったとみておきたい。彼らは、近江国の技術体系を持つ日理郡の製鉄工人を補佐したとみられ、熊の作遺跡第1号木簡はその断片記録と推定される。また、活動範囲は宇多・行方郡にも及び、開始年代は7世紀後葉の操業開始時まで遡るのでなかろうか。陸奥国と近江国の中間に位置するには、砂鉄と鉄鉱石の原料の違いが指摘されており（大道 2018）、両者を併用する安芸国の技術は顕著に埋める役割を果たしたのかも知れない。この結論は、先に指摘した「沿岸と内陸の相互補完関係」に対応するものと言え、中間地域を飛び越えた遠隔地間交流の多様性を浮かび上がらせる結果となる。

Ⅲ 仲麻呂政権をめぐる諸関係

浜通り地方北部の製鉄は、8世紀中葉～後葉に転換期を迎えていた。生産地の立地が海岸線沿いから阿武隈高地寄りへ次第に拡散し始めると共に、それまでの分布の空白地帯に飛び石的な集中生産地が出現し、製鉄炉総基数が増加した。それに、技術改良による生産効率の飛躍的向上が加わって、ちょうど三十八年戦争（774~811年）と重なる時期に生産量はピークに達している。ここでは、「製鉄経営」「飛雲文」「重圓文」をキーワードに検討を進めていくことにしたい。

（1）製鉄経営の変化

行方郡 金沢製鉄遺跡群内に、郡衙機能の唐突な接近が確認できる（第11図-2、大船追A遺跡南区）。もともと同郡の製鉄は郡衙と近距離の北側低丘陵上で開始されたが、中央広場を逆L字型に囲み、「厩酒杯」墨書き土器の伴う2単位の大型建物群が出現した。その位置は、郡衙館院（7世紀末～8世紀）の西脇を通過する官道をそのまま北へ延長した谷の入り口付近にあり、製鉄に関わる官人居宅や生産管理施設など複合機能が考えられている。また、存続期間は9世紀後葉まで及んだものの、三十八年戦争の終結後は建物数が次第に減少しており、新たに出現した割田製鉄遺跡群の類例では1単位の建物群しか認められない（割田H遺跡）。この点に、8世紀中葉～後葉の変化の大きさが指摘されている。

日理郡 亘理南部製鉄遺跡群内にも、大型建物群が出現した（第11図-1、熊の作遺跡2地点）。内部の建物配置は詳細不明なもの、掘立柱構造で周囲を方形区画して（50~60m四方）、南辺に四脚門を伴う構造は、行方郡例を含め陸奥国内で周知の郡衙館院と類似しており、付近の低湿地から「大領」の墨書き土器がまとまって出土した点は、牡鹿郡衙館院にみられる「舍人」の刻書・墨書き土器の集中傾向になぞらえることができる（赤井遺跡館院I区）。このことから、日理郡大領に関わる館院に比定することが可能と思われる。

ただ、郡衙本体が未発見のため、そこから既存施設が移動したのか、もともと郡衙機能には無かった施設が新設されたのか判断することができない。また、周囲の区画+四脚門を備える点で、行方郡の事例と同一に扱えないが、生産現場に郡衙機能が急接近したのは間違いなく、行方郡の変化は固有現象ではなかったとみなされる。

そうすると、浜通り地方北部の製鉄経営が国府の管轄下に置かれていたのは重要である。上記の共通現象は国府の指示であり、背後に、多賀城創建後は比較的平穏を保っていた蝦夷社会へ強硬な領土拡大を再開し、三十八年戦争の要因を生んだ藤原仲麻呂政権の存在が浮かび上がる。

常陸国 変化は、陸奥国内だけにとどまらない。隣国の常陸国鹿の子遺跡群では、通常規模だった鍛冶集

落が8世紀中葉～後葉に突然巨大化して（東西1.5km×南北1.2km）、内部に官衙ブロックが出現している。その位置は、推定官道を取り込む国分寺一国庁一郡衙の広大な官衙域に接しており、やはり、同様の經營変化が起きた様子が窺える。したがって、対蝦夷政策を主目的とした鐵器生産が、陸奥国側の鉄素材生産と連動して行われたと考えられる。8世紀前半の那珂郡衙正倉で多賀城系瓦が使用されるなど、もともと密接だった陸奥国との関係は、仲麻呂政権下でより強まったと見なされる。

（2）近江国府からの飛雲文の伝播

では、2つめのキーワードに検討対象を移す。

菜切谷廃寺の飛雲文 城柵支配が行われた宮城県大崎地方の菜切谷廃寺では、平城宮系の整った均整唐草文軒平瓦に近江国府創建期（8世紀中葉）のシンボルマークの飛雲文（第12図左上）を額面施文した、珍しい珠文縁唐草文字瓦第2類（同図右）が発見されている。発掘調査で出土したのは小破片であるが、昭和8年（1933年）に内藤政恒氏が作成した拓影図をもとに、額面文様全体が復元できる。

かつて筆者は、その文様情報が近江国府から直接伝播した可能性を指摘したことがある（菅原2019）。当時の近江守が藤原仲麻呂の兼任であり（745～758年）、陸奥国守は四男の朝鶴だったからで（757～762年）、強硬な領土拡大は彼によって実行された。当然、このことは、朝鶴の陸奥国守就任（757年）が先にみた製鉄経営変化の契機でもあることを意味しており、飛雲文の伝播と何らかの関連が想定される。

年代 珠文縁唐草文字瓦第2類の平城宮系の整った瓦当文様と段顎の特徴は、多賀城創建期の瓦生産最終段階に位置付けられる均整唐草文軒平瓦660（第12図左中）との関連性を示唆しており、このことは、660の分布が菜切谷廃寺を含む当初の陸奥一羽間の駅路整備計画（737年）に関連した官衙・寺院に目立ち、朝鶴は、中断していたその事業を完成させたことと、対応している。したがって、陸奥国府系瓦660に関連し、後続生産されたと予測される。

ただし、660はモデルの平城分類6721Gとの関係から、738年の上限年代が与えられているが、珠文縁唐草文字瓦第2類は瓦当文様モデルが検討されたことがなかったため、奈良文化財研究所の林正憲氏に持参可能な表面採集品を、発掘調査出土品の画像データと共に実見していただいた。その結果、「モデルは平城分類6691の選択肢しかないので」というご教示を得ることができた。同型式は729年～757年の年代が与えられていることから、上で推定した660との前後関係に離隔はなく、この先行瓦の上限738年を加味すれば、瓦当文様からみた珠文縁唐草文字瓦第2類の年代観は8世紀中葉～後葉に求められる。これは、額面文様からみた年代観、そして、朝鶴の陸奥国守就任（757年）と調和的である。

伝播の背景 ここで改めて伝播の背景を検討したい。2018年開催のシンポジウム「古代瓦研究Ⅷ—飛雲文軒瓦の展開—」によって、全国の飛雲文軒瓦の分布状況が把握され、近江国府の故地が改めて浮き彫りになった。しかも、近隣国より外側では飛雲文軒平瓦しか分布せず、同文軒丸瓦とのセットが必須なのは近江国内の官衙・寺院のみであることが、中西常雄氏から指摘された。一方で、各国の報告データを分析すると、この文様の地方伝播の発信源は近江国府より出現が遅れ（上限767年）、瓦組成に占める割合がごく客体的な平城宮・京に求められることが、読み取れる。地方の飛雲文軒平瓦は、例外なく均整唐草文軒平瓦のモチーフ配置にアレンジした平城宮・京タイプであり、近江国府タイプではない。

・近江国府タイプ……中心が無文。

・平城宮・京タイプ……中心飾りを配置。

そうすると、当時の平城系軒瓦の全国的な普及現象の一端とも評価されるが、その中で唯一、珠文縁唐草文字瓦第2類の額面文様は近江国府タイプの飛び石的な分布となる（第13図）。したがって、近江国府から直接伝播したもので、藤原朝鶴の陸奥国守就任に契機を求めるのが妥当と結論づけられる。

また、この前提で見ると、モチーフの数が4個で中央の2個がやや下がった配置なのは（第12図右下）、近江国府の実物、あるいは忠実な「様」を実見して瓦工が範を製作したためと思われる。近江国府の飛雲文軒平瓦のモチーフの数は6個であるが、両端が途切れた例（同図左上）が多く、それらが彎曲した瓦当面に施文された状態を額面に写したのであろう。

仲麻呂・朝鶴親子の影響 では、これまでの検討結果を踏まえ、冒頭の課題に接近してみたい。仲麻呂は、

近江国内の製鉄経営に熱心だった。7世紀後葉の生産開始以来、散発的な生産にとどまっていた野路小野山遺跡（瀬田丘陵生産遺跡群）の製鉄炉基数が突然増え、生産量がピークを迎えるのは8世紀中葉である。また、『続日本紀』天平宝字6年（762年）2月25日の条は、近江国守退任（758年）後も実質的に国内支配を続けた彼の動向を次のように伝えている。

・「大師（太政大臣）の藤原惠美朝臣押勝（仲麻呂）に、近江国浅井・高島郡の鐵穴（鉄鉱山）各一処を賜う。」

この史料記録は、当時高島郡の今津饗庭野製鉄遺跡群内に大規模な官衙（日置前遺跡）が突然出現し、その隣接寺院（日置前廢寺）で飛雲文軒瓦が使用される考古学的事実と、見事に合致している。さらに近江国内全体で、飛雲文軒瓦の出土遺跡と製鉄遺跡群の分布がほぼ重なる状況から（第14図）、中西常雄氏は、「（当時の製鉄遺跡群が）国衙を中心とする政治機構下にあり、飛雲文を使用する建物もまた国衙と何らかの関係を持っていったであろう」と推測した（中西2010）。

したがって、仲麻呂は国守在任中から近江全体の製鉄経営に関与しており、退任後の762年の鐵穴入手だけが記録されたのは、彼が入手20日前に最高官職・官位の從一位大師まで昇り詰めた、浅井・高島郡の鉄鉱石が湖上水運を利用して野路小野山遺跡へ運ばれるほど高品質だったためであろう。中西氏の見解は、現在、多くの研究者から支持されている。このようにみると、四男の朝鷹が行ったのは、父親の近江国支配の模倣と言えるのではないだろうか。対蝦夷政策の実行に大量の鉄素材が必要だったのは当然であるが、背後には、この親子関係の影響が考えられる。後方支援側の製鉄経営変化と最前線寺院への飛雲文の伝播は、それを象徴的に示す考古学的所見と位置付けられる。

（3）伊勢国府からの重圓文の伝播

ただ、当時の多賀城政府第II期のシンボルマークには飛雲文ではなく、重圓文が採用された。そこで、この3つめのキーワードを手掛かりとして、さらに検討を進みたい。

近江国府構造の情報伝播 天平17（745年）に近江国守となつた仲麻呂は、1次国府を移転して、唐風に莊嚴された新しい国府を創建した（第15図左）。同じ8世紀中葉に移転した隣国の伊勢国府は、周辺官衙を含めほぼ相似形を呈することが知られ（同図中）、山中敏史氏が仲麻呂政権の影響を早くから指摘している。また伊勢国府ほどではないが、やはり同時期に移転した伯耆国府は、長大な東・西脇殿と東・西楼の配置が一致しており（同図右）、一部を切り取った形で模倣した可能性がある。そして、天平宝字6（762年）に朝鷹が大改修した多賀城政府第II期も、この近江国府を意識したようである（菅原2015・2019）。外觀を唐風に一新した構造は、後殿・東・西脇殿間通路、東・西樓が共通しており（第16図上）、政府第I期の基本配置を踏襲しながらも、特徴的要素を最大限に取り入れた様子が読み取れる。さらに、8世紀中葉に大改修された隣国の常陸国府第II期は、この多賀城政府第II期と正殿両側の施設位置がほぼ重なつておる（同図中）、第III期では、西樓・後殿の設置で類似関係が明瞭となつてゐる（同図下）。

したがつて、近江国府構造はまず伊勢・伯耆国府に情報伝播し、次いで、仲麻呂が対蝦夷政策の強化に乗り出すと、遠方の多賀城・常陸国府へ波及したという見通しが得られる。このことは、前者が1次国府の移転による創建、後者が同位置の大改修でそれぞれ共通性がみられ、さらに、多賀城第II期政府に伊勢国府と同じ重圓文軒丸瓦が採用されたことと、符合してくる。いずれにせよ、伊勢・伯耆・常陸国府の変化の背後には、多賀城の朝鷹に相当する官人の存在が想定可能と思われる。しかし、立論前提に若干の問題点があるため、以下に検討したい。

近江国府の東・西楼 通説によると、近江国府の創建期にはまだ東・西楼が無かつたとされている。造営時期は9世紀初頭の大改修期に求められており、確かに、1965（昭和40）年の学史的な発掘調査では当初の玉石敷き上面を整地して行われた東樓の造営過程が確認された。しかし、ほぼ相似形の伊勢国府はすべての施設が8世紀中葉に造営され、8世紀末～9世紀初頭までは廃絶したことが、西樓の基壇上面に掘り込まれた土坑の多量廃棄遺物（瓦・土器・羽口・鉄滓・焼土など）によって判明している。したがつて、近江国府の東・西楼が無かつたというのは、不自然にも思える。伊勢国府の発掘調査では、基壇積土中に含まれる瓦の有無から、「創建期間」の幅で施設間の施工順序の前後が捉えられており、近江国府の層位的所見は同様な関係を示す可能性はないだろうか。今後、再発掘調査で検証されない限り断定はできないが、多賀城の

東・西棲の造営時期がそれによって第III期→第II期へ週った経緯をみても、より条件に恵まれた関連成果で過去の見解を見直す余地があると思われる。

伊勢・伯耆国庁の創建年代 同范瓦研究の進展によって、伊勢・伯耆国庁の創建年代が見直され、8世紀第二四半期まで遡る説が有力となっている。

このうち伊勢国庁は、均整唐草文軒平瓦II A 1が741年下限の平城分類6719Aと同范品で、それより范傷が進行しているのが根拠とされる（新田2011）。しかし、本来形ではない重圓文軒丸瓦I A 1とセットをなし、組成に占める割合はごく客体に過ぎない。しかも、重圓文軒丸瓦I A 1は、平城宮瓦編年との対比によって745年～757年に年代比定されており、平城分類6719Aの下限より新しくなる。したがって、741年の下限にこだわる必要はなく、平城分類6719Aの生産終了後に保管された使用済み瓦范が745年以後に伊勢国へ運ばれ、再利用されたとみるのが自然である。

一方、伯耆国庁は素弁蓮華文軒丸瓦620・均整唐草文軒平瓦665Aが、747年上限の国分寺創建期同名軒丸・軒平瓦と同范品で、それより范傷が進行していないのが根拠とされる（妹尾2015）。しかし、伊勢国庁例と違い、瓦范は国府直轄の瓦工房で製作されたもので、国庁創建期と国分寺創建期の瓦組成に共通して高い組成率を占めている。したがって、間断ない生産活動が推測され、先行する国庁の同范瓦は747年を週つても数年程度と考えられる。

以上により、立論前提の問題は決定的な否定根拠にはならないのが証明された。

佐伯毛人と高丘連河内 ここで二人の人物に注目したい。まず一人は佐伯毛人である。仲麻呂が光明皇太后の家政機関として創設した紫微中台の大忠や、中衛大將の仲麻呂の下で中将を務めるなど腹心として知られ、最後は762年の反乱に連座して種嶋嶋（種ヶ島）守に左遷されている。実は、彼は仲麻呂が近江国守になる約半年前に伊勢国守に就任した。しかも、伊勢国守の退任後は中央官人として昇進したが、朝駕の陸奥国守就任の翌年に再び地方官人に転じ常陸国守となっている。これが、仲麻呂による一體の人事なのは明白で、陸奥国→常陸国間に鉄素材・鉄器生産地の突然の経営変化が起き、生産量が飛躍的に増加する考古学的事実と合致している。

もう一人は、高丘連河内である。佐伯毛人より官位は低いものの、遷都に伴う民衆への宅地班給のため、智勞王・仲麻呂らと恭仁京へ派遣された経歴を持ち、仲麻呂が政権を握った8年間で從五位上→正五位下の異例に早い昇進を遂げている。彼は仲麻呂が近江国守になった約1年後に伯耆国守に就任した。

上の事実関係から近江国構造は朝駕とこの二人の官人を介して、まず伊勢・伯耆国庁に情報伝播し、次いで、対蝦夷政策の強化を契機に多賀城・常陸国庁へ波及したと考えられる。晩年の仲麻呂は、畿内周辺七か国に息子三人と女婿一人を按察使・国守に配置したことが知られており、一貫した手法だったのが窺える。**影響の拡がり** 以上から、多賀城政府第II期のシンボルマークに伊勢国庁と同じ重圓文が採用されたのは、菜切谷廃寺の飛雲文同様、仲麻呂・朝駕の親子関係の影響と結論付けたい。そうすると、陸奥国内で多賀城政府第II期とそっくりな複線二重圓文軒丸瓦が行方郡衙と伊治城のみで確認されるのは、同一背景の延長で理解できるのではないだろうか。行方郡衙は、日理→行方郡で最大規模の製鉄遺跡群（金沢製鉄遺跡群）の現地經營拠点、伊治城は、仲麻呂政権の対蝦夷政策を引き継いた称徳・道鏡政権による、当時の陸奥国最北端の城柵である（767年完成）。また、多賀城政府第II期の複線二重圓文軒丸瓦とセットをなす単弧文軒平瓦（同一生産窯品）が城生柵跡で確認されるのも、見逃せない。この城柵に付属したのは、菜切谷廃寺であり、当時の大崎地方が多賀城と瓦の共有関係が途絶えていたのを勘案すると、特別な供給目的が読み取れる。

（4）伝統的な地域関係の再現

最後に視点を変えてみたい。これまでの記述は、藤原仲麻呂という特定人物に注目してきた。しかし、一連の動きの端緒となった彼の近江国守就任は、奈良時代における藤原氏の慣例に倣ったに過ぎない。そこで注目したいのは、藤原氏が近江国支配に拘泥し、決して手放さなかったのは、同國が「畿内と東国を結節する交通・軍事上の要衝」であったためとされ（平井2010ほか）、陸奥側と中間を飛び越えた動きが生じる必然性と一致することである。したがって、長い時間軸でみれば、仲麻呂が行ったのは伝統的な地域関係の再

現という側面が指摘される。

では、伯耆国はどうだろうか。そこで、伯耆国分寺創建期（8世紀中葉）の主要軒瓦である複弁蓮華文軒丸瓦 641（第 17 図-3）に注目したい。その文様モデルは、妹尾周三氏によって国分寺所在郡（久米郡）に隣接した川村郡の都領層氏寺=野方・弥陀ヶ平魔寺の軒丸瓦Ⅲ類（同図-2、8世紀前半）に特定されており（妹尾 2011）、さらに筆者は遡って、近江国愛知郡の渡来系氏族寺である塔ノ塚・野々目庵寺の複弁蓮華文軒丸瓦（同図-1、7世紀後葉～末葉）に起点を推定している。全体の文様構成は瓜二つと言つてよく、珠文を凸線で数珠状につないだきわめて珍しい百濟系モチーフの共有は、決定的根拠になると思われる。そして、このモチーフが同時進行で多賀城創建期鬼板（同図-4、8世紀前半）→陸奥国分寺創建期鬼板（同図-5、8世紀中葉）にも継続施文されたのは、重要である。伯耆・陸奥国の有力者が、近江国との共通の百濟系氏族と交渉を持っていたことを示唆し、やはり、伝統的な地域関係の再現を認めることができる。現状では、それがどこまで遡るのは明らかでないが、製鉄と安岐郷成立をめぐる備後・安芸国との交流をみると、一環に位置づけられる可能性がある。今後の資料の蓄積を待ちたい。

【註】

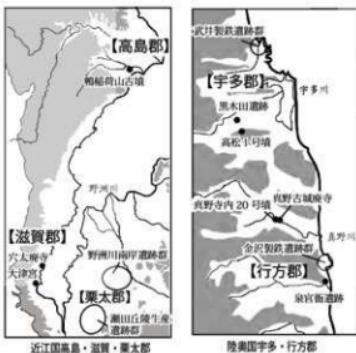
- 1) 浜通り地方は福島県の地区区分名称のため、本来、曰理郡城は該当しない。しかし、阿武隈川河口付近以南の海岸平野が続く連続した範囲であり、ここでは一体で扱う。

【引用・参考文献】

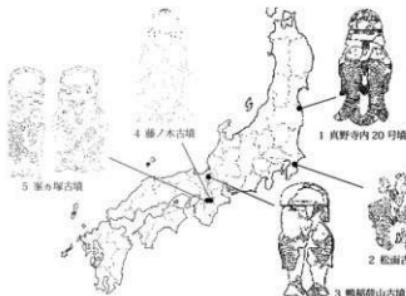
- 穴沢啄光・中村五郎 1972 「福島県真野寺内 20 号墳に関する考察」『考古学研究』第 19 卷第 1 号 考古学研究会
雨森晋美 2018 「栗太郡における律令期集落の形成—栗東市狐塚遺跡を中心に—」『淡海文化財論叢』第十輯 淡海文化財論叢刊行会
蛭村 均 2009 「律令国家の対蝦夷政策・相馬の製鐵道路群」新泉社
伊東信雄 1977 「福島市浜出土瓦の再吟味」『考古論集』慶祝松寿と先生六十歳論文集
大道和人 2018 「鉄航石製鍊から砂鉄製鍊へ」『実証の考古学—松藤和人先退職記念論文集—』
熊谷公男 2015 「国家支配のはじまりと蝦夷の抵抗」『東北の古代史』②蝦夷と城柵の時代 吉川弘文館
小林新平 2014 「中国地方における道瓦集団の展開—いわゆる水切り瓦の事例—」『考古学研究』60 卷 4 号
佐川正敏 2015 「東北への仏教の伝来と寺院造営・瓦生産」『東北の古代史 3 蝶夷と城柵の時代』吉川弘文館
菅原祥夫 2004 「東北古墳時代終末期の在地社会再編」『原始・古代の日本の集落』同成社
菅原祥夫 2010 「居宅と火葬墓」『研究紀要 2009』福島県文化財センター白河館
菅原祥夫 2011 「宇多・行方郡の鉱生産と近江」『研究紀要 2010』福島県文化財センター白河館
菅原祥夫 2015a 「製鉄導入の背景と城柵・國府、近江』『特集東北古代史の再検討 月刊考古学ジャーナル 5 月号』No.669
菅原祥夫 2015b 「律令国家形成期の移民と集落」『東北の古代史 3 蝶夷と城柵の時代』吉川弘文館
菅原祥夫 2017a 「もう 1 つの製鉄工人系譜—陸奥国信夫郡安岐郷と安芸国—」『福島考古』第 58 号 福島県考古学会
菅原祥夫 2017b 「蝦夷の移配開始とその周辺」『伴因・夷槻とよばれたエミシの移配と東国社会』帝京大学文化財研究所
菅原祥夫 2019 「藤原仲麻呂政權期の體奧国と近江国—製鉄・飛雲文をめぐって—」『福島考古』第 60 号 福島県考古学会
菅原祥夫 2021 「陸奥の浮田国造と近江の「浮田」」『福島考古』第 63 号 福島県考古学会
鈴木 啓 2009 『ふくしまの古代通史』歴史春秋社
妹尾周三 2011 「出雲～伝わった仏教の特質」『古代出雲の多面的交流の研究』島根県古代文化センター
妹尾周三 2015 「軒瓦から見た伯耆国と国分寺の造営」『古代文化研究』第 23 号 島根県古代文化センター
中西常雄 2010 「近江系飛雲文軒瓦の年代と背景」『考古学研究』第 57 卷第 1 号
新田剛 2011 「伊勢国府の成立」『古代文化 特輯：古代国府の成立をめぐる諸問題（上）』第 63 卷第 3 号 財團法人古代學協會
平井美典 2010 「藤原仲麻呂がつくった壯麗な国府・近江国府」新泉社
藤木 海 2009 「陸奥国行方郡衛周辺寺院の陸奥国府系直について」『国士館考古学』第 5 号 国士館大学考古学会
吉野 武 2022 「多賀城の改修と近江国府」『史聚』駒澤大学大学院史学会古代史部会



第1図 位置関係

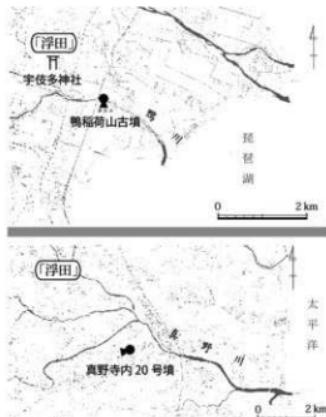


第2図 関連遺跡の分布



番号	名前	位置	材質	形態	年層	成形法	備考
1	伊勢二ノ木古墳	伊勢二ノ木古墳	銅	立人形	古墳時代後半	鍛造	日本最初の金銅製双魚佩
2	高麗山古墳	高麗山古墳	銅	立人形	古墳時代後半	鍛造	日本最初の金銅製双魚佩
3	伊勢三ノ木古墳	伊勢三ノ木古墳	銅	立人形	古墳時代後半	鍛造	日本最初の金銅製双魚佩
4	伊勢一ノ木古墳	伊勢一ノ木古墳	銅	立人形	古墳時代後半	鍛造	日本最初の金銅製双魚佩

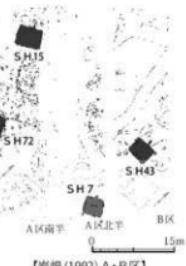
第3図 金銅製双魚佩の分布



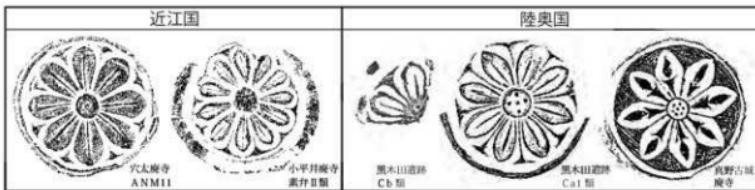
第4図 「浮田」と周辺



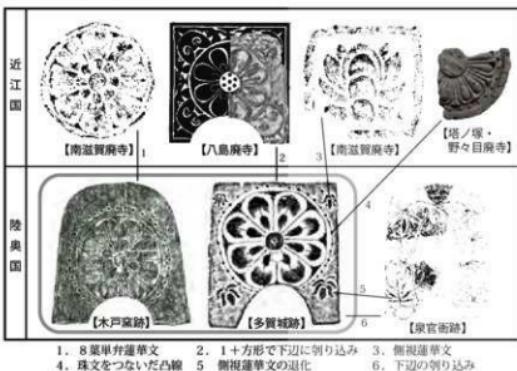
第5図 東北系土師器と長煙道カマド付き竪穴建物の分布



岩堀(1992) A・B区。
本研究の都合から、竪穴建物の分布は
7地点のみ表示。1地点のみ表示。



第6図 宇多・行方郡と近江の瓦

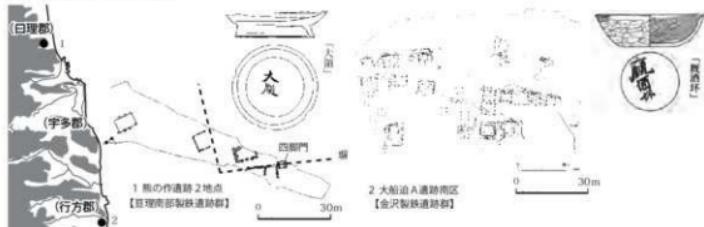


第7図 多賀城創建期鬼板の系譜

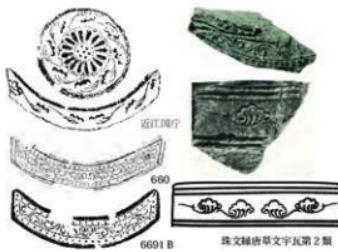


第10図「アキ」の分布

第8図 信夫郡と備後の瓦



第11図 製鉄現場の郡衙関連施設



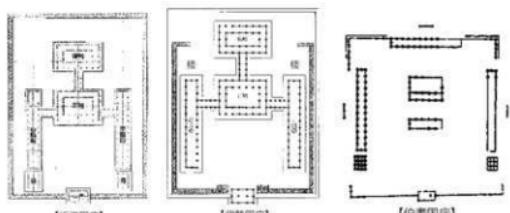
第12図 珠文縁唐草文字瓦第2類と関連瓦



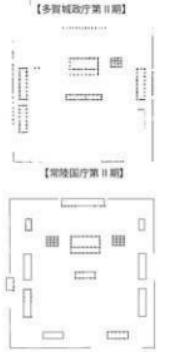
第13図 飛雲文のタイプ別分布



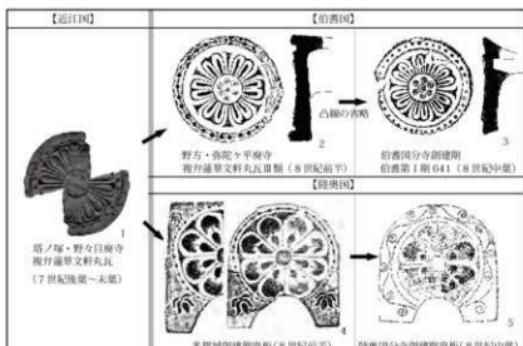
第14図 飛雲文軒瓦と製鉄遺跡の分布



第15図 国庁の類似①



第16図 国庁の類似②



第17図 百濟系モチーフの伝播